

室町時代の禁裏本諸家系図に関する覚え書

末柄 豊

はじめに

中世の貴族社会において系図がはたしていた役割には、『公卿補任』あるいは『歴名』などの官位の任叙に関する記録と共通するものがあつたと考えられる。すなわち、官位への任叙のありようを中核とする、各家が相承していくべき貴族社会における地位についての精確な認識を得るためには、個人を単位として記載がなされている官位任叙の記録を、系図のうえに位置づけなおすことが求められたはずだからである。

系図の機能をこのようなものとしてとらえるならば、自家の系図だけにとどまらず、広く廷臣諸家の系図にわたって精確さを最もよく追求していたのは、官位の任叙について最終的な判断を下すはずの天皇あるいは院（治天）であつたと考えることができよう。⁽¹⁾にもかかわらず、禁裏または仙洞に備えられていた系図がどのようなものであつたのか、そしてそれがいかにして増補されたのか、といった問題は従来ほとんど論じられてこなかった。

そこで本稿では、室町時代の中期、禁裏にあつた諸家の系図集の増補について

て言及している一史料をとりあげたい。それによつて、禁裏に備えられていた系図集がどのようなものであつたのか、あるいは他の系図集といかなる関係にあつたのか、といった問題の手がかりを得たいと思つている。

一 洞院実熙消息をよむ

宮内庁書陵部所蔵桂宮本『洞院実熙消息』五卷（桂一三二八）は、室町時代中期の貴族洞院実熙（極位極官は従一位左大臣、東山左府と号する、法名元鏡、一四〇九〜五九⁽²⁾）の仮名消息だけを集めたもので、その分量は三十五通七十紙にもおよぶ。端裏書には年月日が記されていることも多い。年月日がないものも含め、その年代は、おおむね文安二年（一四四五）から長祿二年（一四五八）までの十四年間の範囲に収まるようだ。充所が書かれている三十通は、いずれも勾当内侍（東坊城孝子）に対して披露を依頼したものである。また、署名の下に「請文」と小書されて充所を記さない残りの五通も、披露を依頼しており、内容から推して充所を記してある三十通と同一人に充てられたものと判断できる。したがって、三十五通すべての実質的な充所は、後花園天皇だったのである。

この五巻に編成された消息は、天皇に充てられたものばかりであり、本来は禁裏に残されたはずの文書である。だとすれば、応仁・文明の乱をこえて江戸時代初期までは禁裏文書の一部を構成するものであり続けたが、その後、いずれかの時点で桂宮（八条宮・京極宮）に分与されたと考えてよいだろう。

消息の差出人である洞院実熙は、『蛙抄』『行類抄』『名目鈔』などの著者であり、南北朝時代の洞院家の当主公賢が編んだ『拾芥抄』について増補をはたしたともいわれる。実熙は、歴大な家文書を集積した洞院家の当主たるにふさわしい、きわめて有職故実に明るい人物であった。さらに洞院家は箏の家としても知られていた。『秦箏相承血脉』によると、実熙は、箏の奥義をきわめた後小松上皇から相承をうけ、後花園天皇や伏見宮貞常親王らに伝授をおこなっている。箏の師資相承においても重要な位置を占めていたのである。⁽³⁾

しかしながら、この時代の洞院家は経済的に非常な窮迫にみまわれていた。永徳二年（一三八二）、実熙の祖父にあたる公定が將軍足利義満の勘気をこうむり、家領化していた左馬寮領を取り上げられて以降、窮乏が慢性化し、家の存続さえ危ぶまれる状況に陥っていたのである。実熙自身はなんとか耐え忍んだものの、その子公数は、応仁・文明の乱が終わりに近づいたころ、家例どおりの昇進をはたせないことを厭い、三十六歳という壮年で突如出家してしまった。そして、これが名門洞院家の実質的な断絶を意味することになる。⁽⁴⁾

『洞院実熙消息』に収められている消息の多くは、長文で豊富な内容を持っており、右に述べたような実熙の人となり、ないしは洞院家の状況をよく裏付けるものになっている。ここで注目したいのは、『洞院実熙消息』第三巻の一通目として収められている二紙一通の仮名消息である。まずは積文を掲げておく。

〔端裏書〕諸家系図書進問事 宝徳元十七

御系図大かゝるちうしくわへ候て、七巻たしかに／＼進入仕候、存知仕候はぬ

を、面々たつね仰候程に、おそなはり候て、返々おそれ存候、（返シ書）官爵をいた

き候へとも、首服などに及候はぬ輩は、已前も注しのせ候はさりしやらん、今度もその分にて候、かさねて仰下され候へく候、首服候はねとも、（裏書）父現存

候はぬは、一流もうするやうにみえ候程に、存知の分はかりをのせ候、さう

る候はぬやらん、けりやう清房（勘解由小路）・有定卿（甘露寺）・忠長朝臣か類にて候、武家は心う

つくしく才学も候はぬ程に、ちとはちうしつけ候へとも、たよりにたつね候

て、かさねて申入候へく候、余に延引候程に、まつ／＼進上仕候、さては朔

旦冬至の事、年々のしきゐ、代々の職掌のともからなど、ちと注進仕候、み

なく／＼しろしめされたる事にて候へとも、御記など御前にわたらせおはし

まし候はぬやらんと存候て、愚管の所見はかりを、はしく／＼注進仕候へは、

もれ候事もおほく候、又さうゐの儀もしけく候はんすれば、御ようにたちか

たく候へとも、内々しこうのたよりにつき候て、心中いよく／＼とうかんを

存候はぬ所存にて、出物をかへりみ候はず、注進申入候、返々をかしく候、

いつれの公事にも、このふせいはありたく存候へとも、大儀なるやうに候、

又この程軽服の事、み／＼にふれ候へとも、かすならぬ物の事にて候程に、よ

くも存知仕候はぬは、事のやうよくたつねきはめ候て、かさねて申入候へ

く候、いかさまにも更衣と申、かた／＼しこう中せちやし候はんすらんと

おそれなげき存候（下）よし、よく／＼御心え候て、御ひろう候へく候、かしく、

〔切封ハ書〕勾当内侍との、御局へ さねひろ

〔東坊城孝子〕

端裏書によつて宝徳元年（一四四九）十月十七日のものだと思われる。実熙はこの時四十一歳で、正二位内大臣であった。適宜言葉を補いながら、全文について現代語訳を示すことにしよう。

御系図について大体のところを書き加えまして、七巻をたしかにお送りいたします。知らないところを各自に尋ねておりましたので、遅くなつてしまい、本

当に申し訳ございません。官位をたまわっておりましても、元服を遂げていない者につきましては、これまでも記載していなかったようですので、今回もそのようにいたしました。(この措置が不都合だとお考えでしたら、)いま一度御指示いただきますよう、お願いいたします。元服以前でも、父親が存生していない場合は、一家が断絶したように見えてしまいますので、自分が知っている範囲で記載いたしました。誤りはないでしょうか、御確認ください。具体的には勘解由小路清房・六条有定・甘露寺忠長などが該当します。武家につきましては、きちんとは知っておりませんので、少しは記載しましたが、知り合いに尋ねて、後日お知らせするようになりたいと思っています。あまりに遅くなりましたので、取り急ぎ進上する次第です。

話はいかがでしょうか、朔旦冬至のことについて、それを祝った年々と、それぞれの行事の担当者などを、簡単に注進いたします。すべて御存知のことだと存じますが、御記などが御前にないこともあるかと思ひまして、私の気づいた範囲の所見だけで、簡略なものが注進いたします。漏れも多く、また間違っていることも沢山あるでしょうから、お役に立たないものと存じますが、内々に祇候をお許しただいてはゆかりもございませんので、心中はますます精励するつもりでありますから、さしでがましさをかえりみないで、注進申し上げた次第です。自分でも妙なことをしたものと存じています。どんな公事についても、このような準備はいたしたいと存じますが、なかなか大変なように思います。また最近、軽服に相当することがあったように耳にしたのですが、取るに足らない者のことですから、詳しいこともわかりませんので、事情をよく調査したうえで、再度御連絡させていただきます。

それにしても更衣もありましたので、とかく祇候も中絶してしまいそうだと、恐れながらも歎いておりますことを、よくお心得いただいたうえで、御披露下

さいますよう、お願い申し上げます。かしこ。

後段の朔旦冬至のくだりは、この一箇月半後(この年は閏十月があった)に朔旦冬至の旬儀が行われたことと関連するのだろう。旬儀の上卿は、左大臣鷹司房平がつとめたが、実熙も同年十二月十二日の朔旦冬至叙位で執筆をつとめている。⁽⁵⁾おそらく、朔旦冬至にかかわってなんらかの役割をはたすようにという天皇の内意をこうむり、参仕の意思のあることを示すため、朔旦冬至について先例の集成をはかったであろう。また、自分は軽服にあたっているかも知れないが、差し支えがないか確認するつもりだとも伝える。ただし、十月一日の更衣以後、装束の不具のために祇候が困難になっていることも述べており、洞院家の窮乏をしのばせるものともなっている。

そして、この消息の前段こそ、禁裏に備えられていた系図集の増補についての記述なのである。これについては、章をあらためて検討を加えてみたい。

二 禁裏本諸家系図をさぐる

洞院実熙は、後花園天皇の命をうけて禁裏本の系図集七巻の書き継ぎをおこなったが、それに際しては、諸方面に確認していたために時間がかかったと述べている。さらに、武家については、十分な知識がないため、少ししか書き加えることができなかった。知り合いに尋ねることが必要だが、それを待っているとともに遅延してしまうので、これは後日を期して、取り急ぎ返上するという。つまり、実熙は、廷臣の家だけでなく、武家におよぶ広範な諸家について、諸人に尋ねながらではあったが、ひとりで書き継ぎを担当したわけである。

また、官職を帯している元服以前の者については、これまでの取り扱いは従って記載しないようにしたが、父親が物故者の場合は、絶家でないことを明らかにするために、認識している範囲で記載したという。勘解由小路清房(藤原

氏勸修寺流、文安五年六月十八日歿）・六条有定（村上源氏、文安五年十月十八日歿）
・甘露寺忠長（藤原氏勸修寺流、永享八年五月十五日歿）の三人の名前が具体的にあげられているので、各人の子勸解由小路（文明十二年に海住山と改称）高清・六条有繼・甘露寺郷長は、このときまだ元服していなかったと考えられる。

このことから、任官叙位をうけるために、童体でありながら諱を有するに至った場合の取り扱いが一樣ではなかったものの、一般的には系図に記載するか否かの基準は元服にあったことが読みとれる。結局、系図の増補をおこなうためには、最新の人事情報に精通していることが必要だということになる。

ここで問題になるのは、後花園天皇はなぜ実熙に系図集の書き継ぎを命じたのかということである。このほか、天皇（または上皇）から洞院家の者に対して系図の書き継ぎを命じた例は見あたらないけれども、系図の作成を命じた事例として、『薩戒記』応永三十三年（一四二六）五月十四日条に見えるつぎの記事がよく知られている。

今夜内府持参帝王系図草（洞院滿季）覽之、（洞院実熙）三位中将曰、件御系図自往古不一決事等多之、今度可被決之也者、予（中山定親）可示、

後小松上皇に命をうけた洞院滿季（実熙の父）が新たに作成した「帝王系図」の草稿本を仙洞に持参した際、実熙は万里小路時房に対して、「帝王系図」には昔から論点になる箇所が少なからず存在してきたが、今回はそれを確定することを意図して作成したと語ったというのである。この時に滿季が作成した「帝王系図」とは、『本朝皇胤紹運録』にほかならないことが明らかにされている。⁶ 実熙は、この時弱冠十八歳であったが、父滿季のもとでその作成を手伝っていたに違いない。⁷ 実熙は系図集の編集に経験を有していたことが窺われる。

天皇の関与ということをおいて、洞院家と系図との関係に視点を広げたならば、まずは、実熙の祖父にあたる公定が『尊卑分脈』を編集したことが想起され

るだろう。公定による『尊卑分脈』の編集のありようについては、『後愚昧記』に貼り継がれている、三条公忠充ての（永和二年〔二三七六〕閏七月十六日洞院公定書状がほとんど唯一の史料だといつてよい。⁸）それだけに、具体的には不明な点が非常に多い。

ただし、実熙の子公数が手放すまで、『尊卑分脈』原本がそのまま洞院家に所蔵され続けていたことは、同書の藤原氏公季公孫のうち西園寺流の祖通季の傍らに残された、文明十一年（一四七九）四月下旬、転法輪三条公敦が記した識語によって明らかである。⁹ この原本は、公定の死後も、『本朝皇胤紹運録』を編集した滿季、さらには実熙の手で増補がおこなわれたに違いない。したがって、洞院家には系図集を増訂するための十分な蓄積があり、そのことは天皇にも知られていたと考えられる。

以上の点をかんがみるならば、禁裏に備えられていた系図集の書き継ぎが実熙に命じられたのは、何ら不思議なことではあるまい。さらにいえば、『本朝皇胤紹運録』の作成意図についての実熙の発言とも関連するが、天皇の手許に置かれてあった系図は、朝廷としての公的な認識の根拠を提供する機能を有する場があつたと考えられる。そこに記載するか否か、あるいはどのように記載するかには、高度に政治的な判断を随伴する可能性があつた。壮年の内大臣という実熙の立場は、かかる作業を遂行するためにもふさわしいものでもあつたのかも知れない。

それでは、実熙が書き継いだ系図集はどのようなものだったのだろうか。実熙は単に「御系図」と呼んでいるが、消息を受け取った側で書き加えた端裏書には「諸家系図」と記されている。したがって、禁裏では「諸家系図」と称されていたことがわかる。さらに七巻におよぶ大部なもので、武家についても書き載せられていたことも知られる。七巻からなる禁裏本の「諸家系図」について所見

をさがしてみると、このほかわずか一件だけだが、見出すことができる。『親長卿記』文明三年二月二十五日条がそれである。

雨下、未剋許参内、略^{○中}被召御前、略^{○中}次種々有勅語等、暫言談申入了、次諸

家系図は何巻はかり旧院(後花園院)に御座ありけるとそと有御尋、七巻許御座候由存

候、其内菅安平氏等二巻、先年自和歌所飛鳥井前大納言申出之、大乱之初焼

失了、此外条々承仰了、略^{○下}

この日、奏事始のために参内した賀茂伝奏甘露寺親長は、奏事始が終わったのち、後土御門天皇ときまざまな会話を交わした。そのなかで、後花園院のもとに諸家系図は何巻あったのかという質問をうけた。七巻あったが、そのうち菅原・安倍・平の各氏について載せた二巻は、飛鳥井雅親が借用していたところ、応仁・文明の乱が始まって間もなく焼失してしまったと答えている。

雅親は、寛正六年(一四六五)二月二十二日、新続古今和歌集につづく二十二番目の勅撰集の単独撰者に任命され、その邸宅に和歌所を設けて編集をすすめていた。⁽¹⁰⁾そして、編集のための補助資料として、院から系図集二巻を自邸に借りうけたのであろう。ところが、応仁元年(一四六七)六月十一日、雅親の邸宅は戦火に罹災し、勅撰集は幻に終わることになった。⁽¹¹⁾その際、系図集二巻も焼失してしまったのである。なお、こののち、禁裏本「諸家系図」の所見がみあたらないのは、残りの五巻も、乱中の行在所になっていた室町殿が文明八年に炎上した際、焼失したためではないかと思われる。

応仁・文明の乱前に後花園院の手許にあった七巻の「諸家系図」と、宝徳元年に実熙が後花園天皇の命で書き継いだ七巻の「諸家系図」とは、所持する人物が同一で、その間二十年足らずなのだから、同じものだと判断される。したがって、「諸家系図」は、すくなくとも藤原・源および菅原・安倍・平等の諸氏について載せており、後者で二巻をなしていたことがわかった。

ひろく武家も含めて諸氏にわたり、全体で七巻にもおよぶような大部なもので、中世に成立した系図集といえ、寡聞にして『尊卑分脈』以外の候補は思い当たらない。三条公忠充ての書状のなかで公定が述べたところでは、『尊卑分脈』は全体で十帖に及ぶ予定であったが、当初の構想どおりに出来上がったかは不明なので、巻数の相違を以て両者を別物だと断ずることはできない。さらに、『尊卑分脈』の原本が洞院家から出たのち、専ら「諸家系図」の名で流通したことも知られている。⁽¹²⁾洞院家は『本朝皇胤紹運録』を撰進したのだから、『尊卑分脈』(その全体ではなく部分であったかも知れない)についても書写進上していた可能性は低くない。⁽¹³⁾

このように考えてみると、禁裏本「諸家系図」の中身は『尊卑分脈』に他ならなかったように思われてくる。そうであれば、実熙に書き継ぎが命じられたことは、きわめて当然だということになる。また、もし仮に本来は同じものでなかったとしても、書き継ぎなどの機会を通じて、相互に影響を与えたはずなので、禁裏本「諸家系図」は『尊卑分脈』を大きく出するような内容を持つものはなかったと推測することは許されるかも知れない。

三 系図の書き継ぎを考える

洞院実熙による禁裏本「諸家系図」の書き継ぎを手がかりに、禁裏本「諸家系図」について検討したが、つぎに、系図の書き継ぎという行為を少し考えてみたい。一体、系図はどのようなタイミングで書き継がれるのだろうか。

『公卿補任』あるいは『歴名』など官位の任叙に関する記録の場合、叙位・除目の直後または年頭など、少なくとも一年一度の作成ないしは書き足しが必要である。それに対して、系図の場合、一人について一生一回の書き込みで事足りるはずである。したがって、常識的に判断すれば、系図の書き継ぎがおこなわれ

る間隔は、数十年に一度ということになる。

単純な事例で考えてみよう。複数の家の系図をまとめた系図集ではなく、単一の家の系図であれば、代替わりごとに一度ずつ書き継げばよいはずである。はたして、禁裏本『本朝皇胤紹運録』の場合もそれで説明がつけられる(ただし、『本朝皇胤紹運録』には、伏見宮・常盤井宮・木寺宮の系譜も収められているので、厳密には単一の家の系図の書き継ぎとはいえない)。

三条西実隆(一四五五〜一五三七)は、禁裏本『本朝皇胤紹運録』の書き継ぎを二度おこなっており、ともに『実隆公記』にその記事が見えている。一回目は、文亀二年(一五〇二)六月二十二日条に「禁裏紹運録御本近代分依仰書継之、所々僻字等直進上之」とあり、二回目は、享祿四年(一五三二)後五月二十日条に「紹運録近代分可書入之由、昨日被仰下、老眼難難治馳筆、以朱釣事、召経師之弟子、召置前令釣之、則進上之」とある。いずれも、時の天皇(前者は後柏原天皇、後者は後奈良天皇)の命令によって「近代分」を書き入れたものだが、前者は明応九年(一五〇〇)における後土御門天皇の死歿を、後者は大永六年(一五二六)における後柏原天皇の死歿をうけていることと見てよい。自家の系図を一代に一度書き足すという行為は、きわめて自然な発想であった。

それでは、複数の家の系図をまとめた系図集の場合は、どのようになるのだろうか。この問題については、東京大学史料編纂所所蔵『古系図集』一帖(S〇三七五―三)という室町時代の一写本に即した検討をおこなった白根靖大の研究⁽¹⁴⁾が参照されるべきである。この折本装の系図集は、源・平・橘・高階・菅原・良岑・在原・紀・大江・多・狛・豊原・戸部・大神の各氏の系図を収め、複数度にわたる書き継ぎの存在が認められている。一九九四年に古書店から購入されたものであり、それ以前の伝来はひとまず不明である。

白根が詳細に内容を検討したところによれば、この系図集は、応永十三年か

ら同十五年の間に作成されたもので、足利將軍家の歴代については、以後複数度の書き継ぎが存在する。それ以外では、義教の時期にごくわずかな書き足しがおこなわれている。さらに、戦国時代に当時活動が相対的に顕著であった廷臣諸家について比較的詳しい書き継ぎがなされており、最終的な追筆は永祿九年(一五六六)から十一年のころであったという。そして、最後の追筆を加えた者の候補として、その日記に系図に関する記事が多い山科言継(二五〇七〜七九)をあげている。

右の推測を確かめるために筆跡を検討してみると、戦国時代に追筆を加えた者は、同じく東京大学史料編纂所に所蔵される『言継卿記』や『歴名土代』の筆跡と同一であり、山科言継のそれにほかならないことがわかる⁽¹⁵⁾。白根の推測は正鵠を射たものであった。言継が書き継ぎをおこなっているため、この系図集は山科家伝来のものであった可能性がまずは想定されよう。

山科家伝来の系図集に関する情報を『言継卿記』に求めると、永祿十年九月一日条に「諸家系図祥雲院殿(山科教言卿)、御筆、事之外損之間、近日加修理、上巻先出来了」および同月十四日条に「諸家之系図下卷(藤氏之分計也)、破損之加修理出来了」という記述を見出すことができる。山科教言(二三二八〜一四一〇)の手になる諸家系図二巻が伝わり、上巻は藤原氏、下巻は他姓を収めていたという。教言筆という言葉を用いるならば、白根が明らかにした『古系図集』の作成年代とも重なる可能性がでてくる。

実は、この系図集の作成については、教言自身の証言が存在する。応永十二年五月十四日、山科家の邸宅は火災で焼失し、家伝の記録・文書が多く失われた。火難後の分しか残らない『教言卿記』を繙くと、当時七十八歳だった教言が廷臣諸家から借り出した多様な書物を書写したり、書写を依頼して蔵書の復原をはかる様子をうかがうことができる⁽¹⁶⁾。系図集二帖の作成に関する記事も、そのな

かに見出すことができる。

すなわち、応永十三年六月二十九日条に「系図藤源二帖料紙共ニ朱六裏同遣之、大外記師胤許也」、閏六月二十八日条に「系図料紙統出也」、七月二日条に「□系図双紙下帖遣師胤許了」、同月十一日条に「師胤来、系図ハ上帖書終之由申之、下帖猶五六枚可不足云々、朱不足歟」とある。教言は二帖分の料紙と罫線を加えるための朱を大外記中原師胤に送り、系図集の書写を依頼したのである。料紙を貼り継ぎ、帖を単位に教えることから、折本装であったと判断される。藤原氏と源氏で二帖と見えるが、上帖と下帖とも述べているので、上帖は藤原氏の系図を、下帖は源氏以下諸氏の系図を収めたものとみてよいだろう。

師胤が教言の依頼によって系図集二帖を書写した応永十三年という年は、白根が『古系図集』の内部徴証にもとづいて明らかにした『古系図集』の作成年代と見事に合致する。また、言継は巻を単位として記述しているが、これは内容上の区分をいうもので、卷子装を示すと考える必要があるまい。同じく教言筆だと述べているのも、教言が作成させた事実を誤伝したのだろう。教言は、蔵書の復原において師胤の協力を得ており、山科家の蔵書に師胤の筆跡が多かったことも、このような誤解を生んだ一因なのかも知れない。以上から、『古系図集』一帖は、教言が作成させた系図集の下帖そのもので、言継のいう「諸家之系図下巻他姓」であったと判断できる。だとすれば、『古系図集』には、一具をなすものとして、藤原氏の系図を収めた一帖が存在していたはずで、今後それが発見される可能性も皆無ではあるまい。

『古系図集』『古系図集』という名は、近代に加えられた貼題簽に書かれた書名に拠ったものなので、言継の呼称に従って『諸家系図』下と呼んだ方がよからうが、混乱を来すおそれがあるので『古系図集』で通すことにする)を山科家伝来の系図集ととらえたとき、その書き継ぎのあり方はどのようなものであったといえるだろうか。

足利將軍家の歴代についてを除くならば、本格的な書き継ぎは、言継のそれが唯一のものといつてよい。つまり、作成から書き継ぎが行われるまでの間隔は、およそ百五十年であったということになる。

山科家に伝来した中世の系図としては、このほか東京大学史料編纂所蔵『本朝帝系抄』⁽¹⁹⁾一軸(S〇〇七五—二)が存在する。表紙の全面を「本朝帝系抄／木村氏所蔵」と書かれた素紙が覆っており、その下にも「神代系図 一軸／從五位山科藤原言綏公ヨリ／被給于予、／師古舎蔵」と記された素紙が天地を逆に貼付されている。これにより、神代系図から本朝帝系抄へという書名の変更、および山科言綏(二八五七—一九二四)から師古舎の手を経て木村氏という所蔵者の変遷が見てとれる。近代の山科家の当主言綏が手放しているのだから、同家の旧蔵本だったことは明白である。

同書は、天神七代から起筆する天皇家の系図で、当今と記す後小松天皇までを一筆に書写し、つぎの称光天皇から正親町天皇までが別筆で書き継ぎがれている。そして、この別筆が言継の筆跡なのである。伏見宮の部分に注目すると、後崇光院(貞成親王)以降が同じく言継の筆跡で書き継がれ、末尾には貞康親王とその弟青蓮院尊朝親王を載せている。ふたりが親王宣下をうけたのは永祿六年なので、最終的な書き継ぎの年代も『古系図集』と同じほぼ時期になる。さらに、料紙に応永十一年の仮名暦と同十二年の具注暦の紙背が用いられているので、同十三年ごろ、教言が蔵書復原の一環として作成したものであったに違いない。『教言卿記紙背文書』所収の中原師胤書状のなかで、送付をうければ書き継ぐことを申し入れている「皇代系図一卷」に相当するのであろう。

結局、山科家には家伝の系図集として、教言が作成した「諸家系図」二帖および「皇代系図」一巻があったが、作成されてから百五十年後に言継が手を着けるまで、本格的な書き継ぎをおこなう者はいなかったということになる。系図

集の書き継ぎは、自家の系図などを書き継ぐのと比べると著しく困難な作業であり、誰にでも出来るものではなかった。系図集を備えていた家でさえ多くなかったが、それを恒常的に書き継ぐことができた家はほとんどなかったに違いない。洞院実熙が書き継ぎに時間を要したと述べているのは、無理からぬところだったといえよう。

四 外記の所持していた系図集をうかがう

系図を増補するために必要な親子・兄弟等の関係を中心とする家族情報が書きとめられる契機の大きなものとして、官位の任叙という機会が考えられる。このような情報は、外記・史のもとに集まるので、外記や史が系図の増補にも一定の役割をはたしていたことは間違いないだろう。²²⁾そこで、山科教言が大外記中原師胤に書写を依頼した『古系図集』によって、外記の所持していた系図集がどのようなものであったかをうかがってみたい。

『教言卿記』の記載では、師胤による系図集の作成について具体的な過程はよくわからない。教言が師胤に対して最初に料紙を送ってから上帖の書写が終わるまでおよそ四十日を要しているが、料紙を継いだという記述からは十数日であり、それほど多くの日数をかけたわけではなさそうだ。『古系図集』には、源・平・菅原など、室町時代にも貴頭を輩出し続けた諸氏とともに、良岑・在原など、当時においては、ほとんど参照する必要があるであろう姓氏も載せられている。師胤は、応永十三年当時における最新の情報を書き加えたけれども、手許にあった先行する系図集をほとんど改めることなく書写したのにも違いない。²²⁾したがって、『古系図集』の内容を検討することは、そのまま外記の所持していた系図集の特色をうかがい知ることにつながるはずである。

『古系図集』の内容上の特色については、江戸時代前期に同書を転写したもの

だと思われる宮内庁書陵部壬生本『源氏諸流系図』(四一四―四七)に関する『図書寮典籍解題』歴史篇の記述が簡にして要を得たものになっている。やや長文になるが、全文を引用しておこう。

源氏諸流系図(諸家系図) 一折 壬生本 四一四・四七

二九・八糶×二八・一糶の折本仕立、洪表紙、中央に「源氏諸流系図」とあるは本寮補修の題簽、江戸初期の書写。

内容は嵯峨、仁明、文徳、清和、宇多、醍醐、村上、花山、三条、後一条、後三条、順徳、後嵯峨等の諸源氏を載せ、次いで桓武、仁明、光孝、文徳の平氏四流、以下橘(敏達天皇)、高階(天武天皇)氏の皇別系の諸氏、更に菅原、良岑、在原、紀、大江等の儒家諸氏。最後に樂所関係の舞人多、狛氏、樂人笠豊原、戸部氏、笛大神の諸氏を収めてゐる。

各氏の記載代数の下限は室町後期にまで及んでゐるが、後世の書継ぎが加つてゐると考へられる。譬へば、後深草院源氏以下の源氏諸流が収録されてゐないこと、及び足利歴世の名乗の書写形式が高氏以降義勝までは「高一」「一詮」の如く省略に従つてゐることは、この編纂が室町初期、室町幕府関係の手により企てられ、編纂されたものではなからうか。各人の略歴の注文も現行分脈に比し簡略、殊に清和、村上源氏等の所載が分脈に比して著しく簡略であり、本系図に「曩祖不分明源氏」として収めた諸流の大部分が、分脈には或ひは嵯峨、文徳源氏に整理されてゐる事は、本系図が現行「新編纂図本朝尊卑分脈系譜」以前の古態を存したものであることを示唆するものであらう。

この分脈との相違は平氏、大江氏以下の儒家(現行分脈と組織構成にも相違が見られる)、多氏以下の樂所系図に於ても同様のことが言へる。

すなわち、全体として『尊卑分脈』と比べて簡略であり、そのことは、清和

源氏や村上源氏など、多くの子孫が後代まで繁茂し続けた流派において特に顕著だという。さらに、系図上の位置付けが不明な部分が残されており、『尊卑分脈』よりも未整理な状態を呈したものとす。つまり、『尊卑分脈』成立以前の古い系図集の特色を備えているとみられるわけである。

だとすれば、『古系図集』は、応永十三年の段階において必要な情報を書き継いであるもの、もともなかったのは『尊卑分脈』成立以前の古い様態の系図集であったということができよう。これをいいかえるならば、当時の外記が利用していた系図集は、『尊卑分脈』に比べてかなり簡略なもので、より未整理な状態を持つものであったということである。

もちろん、外記あるいは史のもとに蓄積されていた系譜にかかわる情報はきわめて厩大であり、『尊卑分脈』を上回る部分も少なくなかったはずである。ただし、それは多様な形態で集積されており、必ずしも系図集というかたちにまとめられてはいなかったであろう。系図集としては、二帖ないし三帖で事足りていたのではなからうか。

『尊卑分脈』が成立したのは、第三(藤氏一、北家甲)、第四(藤氏二、北家乙)および巻数不詳の源氏乙下の首題の次行に「特進垂三台藤公定撰」とあることから、洞院公定が正二位権大納言であった永和三年正月から応永二年三月までのおよそ十八年の間(ただしこの期間に前官であった時期がのべ八年間存在する)ということになるが、公定が死亡した応永六年がいちおうの目安ともされている²³⁾ともあれ、『古系図集』が書写された応永十三年を大きくさかのぼらない時期に、『尊卑分脈』はひとまずの完成をみていたのである。

『尊卑分脈』は、公定が当初構想していたとおりに完成したかがわからない。え、伝来の過程で失われた部分があり、本来の全体像は不明というよりほかない。しかしながら、その分量の厩大さと体系性からみて、『尊卑分脈』が中世社

会において屹立した系図集であったことは言を俟たない。

公定自身が『尊卑分脈』に付与した「新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集」という書名には、元の泰定二年(一三二五)に刊行された『新編纂図増補群書類要事林広記』(南宋の陳元靚の撰になる日常生活百科事典ともいべき類書『事林広記』の増補改訂版)の影響のあることが認められている。さらに、小川剛生によるならば、その影響は単に書名だけにとどまるものではなく、知識を整理する方法自体に及んでいるという²⁴⁾。

すなわち、姓・家・流に整然と分別し、それぞれの祖には・・や・●の印を冠して注意を喚起させ、主要人物には略伝を注するなどの工夫が凝らされ、古代・中世公家社会の名鑑的な性格をも帯びている『尊卑分脈』の編纂にかかる精神は、図や絵をもって物事を説明しようとする「纂図」そのものであった。公定が有した発想は、写本の文化でつちかわれた中世貴族の教養の地平にとどまるものではなく、宋元代に出版された類書を介して中国の学問のありかたを継受していたというわけである。

してみると、『尊卑分脈』以前には、あれほど大部で体系的な系図集は、発想されることすら得なかつたに違いあるまい。ここでかえりみて、禁裏本「諸家系図」七巻をあらためて同時代の貴族社会における系図集のありようのなかに布置してみたい。すると、分量の厩大さを誇るとともに、外記や史が所持する系図集に比しても優位な存在であった『尊卑分脈』との関連を想定するのが、きわめて自然であるように思われるのである。

おわりに

本稿では、洞院実熙の消息一通を最初の手がかりとして、宝徳元年に禁裏にあった「諸家系図」がいかにして増補され、そしてそれがどのような系図集で

あったのか、といった問題を考えてきた。確定することはできないが、この系図集は『尊卑分脈』と同じ内容を持つものであった可能性がきわめて高いというのが、その結論らしきものだとはいえる。

この検討を通じて、系図集を書き継ぐという行為は、容易なものではなく、その任に堪え得るのは、きわめて限られた者たちであったことがわかってきた。だとすれば、系図集の編纂はさらなる難事に違いない。『尊卑分脈』のごとき秀抜な系図集であれば、なおさらのことである。

洞院家は、鎌倉時代中期の公守・実泰以来、大量の記録・文書類を集積し続けており、南北朝時代の公賢そして公定以降はすぐれた編集能力を発揮し、朝儀に有為な書をつぎつぎと生み出していくことになった。⁽²⁵⁾『尊卑分脈』はその白眉だといえよう。しかしながら、編集されてすぐに同書が流布することはなく、洞院家の庫中以外には、禁裏にあった可能性を指摘できるに過ぎない。⁽²⁶⁾ 実熙が禁裏本「諸家系図」の書き継ぎを担当したのは、『尊卑分脈』を他家の目にさらすことを嫌う洞院家としての意向に理由を求めるべきなのかも知れない。

ところが、応仁・文明の乱が終わろうとしていたころ、壮年で出家した公数が、洞院家を完全に断絶に至らしめるべく、家伝の秘籍を陸続と売却したことで状況は大きくかわった。『尊卑分脈』のことをさすと思しき「諸家系図」は、転法輪三条家ついで持明院家の庫中に入ったようだが、その存在は貴族社会に広く知られ、つぎつぎと書写がなされていったのである。⁽²⁷⁾

『尊卑分脈』の原本は、洞院家を出た時点ですでに完全なかたちではなかった可能性が高い。さらに、全体では非常な大部であるため、抄写にとどまることも多かったに違いない。それでも、貴族社会で需要の高かった藤原氏・源氏の分については比較的まとまった写本が作成されたようだ。なお、後柏原天皇も持明院基春から「諸家系図」のうち藤原氏撰家・閑院流についても貸与を受けてい

るとみられることからすれば、⁽²⁸⁾ 実熙が書き継いだ禁裏本「諸家系図」は、飛鳥井雅親邸で焼失しなかった分も、それまでに失われていたとみてよいだろう。

「諸家系図」の名で呼ばれて流通した『尊卑分脈』は、おそらく十六世紀には貴族社会で最も一般的な系図集になっていただろう。そして、中近世の移行期に系図家とも呼び得る活動を行った貴族たち⁽²⁹⁾にとって「種本」ともいえるべき役割をはたしたに違いない。洞院家の文庫の解体は、本来公開され得ない秘書が世にでることにつながり、貴族社会に少なからぬ影響を与えるものであった。⁽³⁰⁾ そのなかでも『尊卑分脈』の普及こそ、最も大きな意味を持つものであったといえるのではなからうか。

〔註〕

(1) 天皇自身による禁裏本「補任」「歴名」の利用については、末柄豊「『宣秀卿御教書案』にみる武家の官位について」(科学研究費補助金研究成果報告書『室町・戦国期の符案に関する基礎的研究』〔研究代表者末柄豊、二〇〇六年〕所収)において検討を加えたことがある。

(2) 従来洞院実熙の歿年は不詳とされてきたが、小川剛生「高松宮家伝来の禁裏文書について―室町後期より江戸前期にいたる「官庫」の遺物として―」(『中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮伝来禁裏本を中心として―』研究調査報告一〔同プロジェクト、二〇〇七年〕所収)註一五は、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫本『松雲公採集遺編類纂』八所収「殿上淵醉記」(綾小路有俊記、寛正五年)によつて長祿三年十一月十日に歿したことを明らかにしている。

(3) 相馬万里子「琵琶の時代から笙の時代へ―中世の天皇と音楽―」(『書陵部紀要』四九号、一九九八年)。

(4) 末柄豊「洞院公数の出家―東山御文庫本『洞院家今出川家相論之事』から―」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』一輯〔思文閣出版、二〇〇三年〕所収、初出は二〇〇一年)。また、洞院家の衰退の背景として、同家から分かれた正親町家の成立があったこと、ならびに公定から猶子満季への相承の経緯がいかなるものであったかについ

ては、桃崎有一郎「洞院家門「割分」と正親町家の成立―南北朝期公家社会における

「家」分立の一事例―」『年報三田中世史研究』一〇号、二〇〇三年を参照。

(5) 『康富記』宝徳元年十二月十一日条、『公卿補任』同年条。

(6) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』歴史篇(養徳社、一九五〇年)。

(7) 前註『図書寮典籍解題』歴史篇に掲載されている宮内庁書陵部所蔵葉室本『本朝皇胤紹運録』(葉一二〇〇〇)の奥書によれば、禁裏本『本朝皇胤紹運録』が実熙の筆跡にかかるものだという説の存在したことが知られる。すなわち、葉室本は葉室頼業(一六一五〜七五)の書写にかかるものだが、本奥書である「二品(花押影)親王」の書写奥書には「紹運図一卷禁裏御本、東山左府筆」と見えているのである。ただし、同本がつぎに載せている葉室頼孝(一六四四〜一七〇九)の手になる一枚奥書のなかに校本の本奥書として引かれている、文亀二年六月中旬の三条西実隆による書写奥書(他に国立公文書館内閣文庫・水府明徳会彰考館等の所蔵本の本奥書としても見える)では、「禁裏本西山内府満季公筆、銘後小松院宸筆云々」と記している。二つの禁裏本は同じ本をさしていると考えられるので、満季・実熙のいずれの筆跡であったのかは確定できないが、実熙の関与したことが伝承されていたのは間違いないだろう。

(8) この史料を最初に紹介したのは、益田宗「尊卑分脈の成立と編成」(『東京大学史料編纂所報』二〇、一九八六年)である。以後、飯田瑞穂『尊卑分脈』藤氏系図の編成(『飯田瑞穂著作集五 日本古代史叢説』(吉川弘文館、二〇〇一年)所収、初出は一九八八年)、皆川完一「尊卑分脈」(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下(吉川弘文館、二〇〇二年)所収)、松園斉「中世公家と系図―『尊卑分脈』成立前後―」(『歴史学研究会編』系図が語る世界史(『青木書店、二〇〇二年)所収)などで検討が加えられている。なお、この史料以外の材料をもとに『尊卑分脈』の編集過程に触れたものとしては、池和田有紀「郡曲相承次第」再考(『書陵部紀要』六一号、二〇一〇年)がある。

(9) 末柄前掲「洞院公数の出家」において検討を加えた。

(10) 国立歴史民俗博物館所蔵『守光公雜記』(東京大学史料編纂所架蔵写真帳『守光公記』六による)、『親元日記』寛正六年四月十八日条、『蔭涼軒日録』同年八月二十八日条など。

(11) 『後法興院記』応仁元年六月十一日条、『大乘院寺社雜事記』同月十二日条、『卑

懐集』(『私家集大成』六所収)雑部など。

(12) 末柄前掲「洞院公数の出家」註三〇。後掲註26で述べる宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『藤氏系図』についても参照。

(13) 『尊卑分脈』と「諸家系図」との数量が相違する一因としては、そのなかに「帝王系図」が含まれるか否かという問題があるかも知れない。すなわち、『尊卑分脈』と『新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集』には「帝王系図」が含まれていた可能性があるが、「諸家系図」という書名で呼ばれる系図集には「帝王系図」が含まれていたとは考えられないのである。

(14) 白根靖大「中世古系図に見る公家と武家」(峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』下(高志書院、二〇〇七年)所収)。

(15) この点については、さきに「二〇〇七年の歴史学界回顧と展望(日本・中世・六)」(『史学雑誌』一一七編五号、二〇〇八年五月)において、白根前掲「中世古系図に見る公家と武家」を紹介するなかでも指摘した。

(16) 松園斉「応仁・文明の乱と山科家―その家記の保管を中心に―」(大隅和雄編『文化史の構想』(吉川弘文館、二〇〇三年)所収)。なお、『教言卿記』応永十四年二月十七日条によると、教言の子教興が広橋兼宣邸に赴いた際に、兼宣が最近購入した「御筆反古」を披見する機会を得たが、これが教言の「文書」であることが判明したため、皮籠一合分を譲り受けたことが記されている。前々年の火災に際して紛失した「文書等数合」の一部であったという。したがって、火難による消失とは、焼失に見舞われるだけではなく、文字どおりの火事場泥棒による紛失も存在していたことが知られよう。

(17) 例えば、『教言卿記』応永十二年九月二十一日条には、『補任』『歴名』について師胤が書写の依頼を諒承したことが見えている。

(18) 白根前掲「中世古系図に見る公家と武家」は、『古系図集』は藤原氏の系図をあわせて全体を構成する可能性が高いことを指摘しているが、はたしてその通りであったといえよう。

(19) 厚谷和雄「(口絵解説)本朝帝系抄」(『日本歴史』五二七号、一九九二年)。

(20) 『教言卿記』応永十五年記紙背文書所収(四月十七日至十九日、六月十八日裏(応永十四年カ)九月三日中原師胤書状

(21) 松蘭前掲「中世公家と系図―『尊卑分脈』成立前後―」。

(22) ただし、最後の多氏以下の楽所の系図は、他の系図(たとえば楽所系図)から特別に追加が行われた可能性を考慮する必要がある。すなわち、系図集としての構成を考えたとき、楽所を載せるのであれば、医・陰陽両道などの諸道をあわせて載せている方が自然であろう。山科家は雅楽に関係の深い家であり、楽所系図の必要度は高いのため、あえてこれを補ったと考えられるのである。なお、中原師胤の許に中原氏の系図がなかったとは考えられないが、『古系図集』には含まれていないところを見ると、中原氏系図も単行の系図として行われていたのであろう。

(23) 皆川前掲「尊卑分脈」。

(24) 小川剛生『中世の書物と学問(日本史リブレット七八)』(山川出版社、二〇〇九年)。

(25) 洞院家の歴代が多様な記録・文書類の蒐集につとめ、ついで編集にも励んだことについては、徳仁親王・木村真美子「忘れられた車図―陽明文庫所蔵『納言大将車絵様』および『車絵』について―」(『学習院大学史料館紀要』一二号、二〇〇三年)、同『九条家車図』の成立をめぐる一附、学習院大学史料館所蔵飛鳥井本『九条家車図』解題および翻刻―(『学習院大学史料館紀要』一四号、二〇〇七年)が牛車の絵図を素材として具体的な検討を行っている。

(26) 以下に述べるように、明応五年の時点で『尊卑分脈』藤原氏をもとに作成されたと略系図が一家に存在していたと考えられるが、この本が文明年間以後に書写されたものか否かは不明である。仮にそれ以前の書写であれば、部分的には洞院家・禁裏以外にも写本が存在したことになるだろう。

宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『藤氏系図』一軸(伏一四一一)は、料紙に明応三年具注暦(暦序から暦跋まで完存)の紙背を用いており、十五世紀末頃の書写にかかることが明白である。以後、部分的には江戸時代初期まで書き継がなされている。『図書寮典籍解題』歴史篇によれば、江戸時代後期に記された包紙が残り、そこには「藤氏系図 明応五年五月、^(冬良)以一条殿御本書写云々、^{卅四枚}」と記されているという。しかし、現状は十九紙しか存在せず、奥書がないのはもちろん、系図も後闕になっている。この系図の冒頭は天御中至尊から始まるが、御食子連公と大織冠鎌足との間に位置する行に「藤氏 諸家系図」と記し、以下が「諸家系図」の藤原氏から書写したものであること示している。排列は、①(撰家)、②花山院・大炊御門(中山・鷹司・難波・飛鳥井)、③

閑院、④勸修寺、⑤日野、⑥四条・山科・九条、⑦中御門・持明院・園・白川・高倉、⑧御子左・冷泉、⑨楊梅・二条、⑩木幡・法性寺(本文闕く)となっている。①～③

は、『尊卑分脈』国史大系版第一篇の前半(藤氏一、北家甲)に対応するが、『尊卑分脈』とは公季公孫・師実公孫の順が逆転している。④～⑥は、国史大系版第二編前半(北家のうち師輔公孫を除いた部分)に対応し、順序も同じだが、実頼公孫・師尹公孫・良門孫・惟孝説孝孫・良仁良世公孫・長良卿孫・内磨公孫・時長孫・則光孫・藤成孫など貴族として続いている系統は省略されたようだ。⑦～⑩は、国史大系版第一編の後半(藤氏二、北家乙)に対応し、順序も同じだが、道隆公孫・道兼公孫・伊忠公孫は省略されている可能性がある。このうち、①～③、⑦～⑩については、『尊卑分脈』の系譜略図に若干の加除を加えたものになっているので、『尊卑分脈』の抄本と見なすべきものだとは判断される。

(27) 末柄前掲「洞院公教の出家」註三〇。
(28) 前註に同じ。

(29) 青山幹哉「中近世転換期の系図家たち」(『名古屋大学文学部研究論集』史学四四、一九九八年)。

(30) 末柄豊「室町文化とその担い手たち」(榎原雅治編『一揆の時代(日本の時代史一)』(吉川弘文館、二〇〇三年)所収)。

〔附記〕本稿は、全体として、科学研究費補助金による研究「目録学の構築と古典学の再生―天皇家・公家文庫の実態復原と伝統的知識体系の解明―」の成果であるが、第三章および第四章については、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点一般共同研究「東京大学史料編纂所蔵山科家旧蔵史料の調査研究」(研究代表者・宇佐見隆之〔滋賀大学教育学部教授〕)の成果の一部を含んでいる。